

令和 7 年 9 月 3 0 日

県土整備部技術管理課

043-223-3111

県発注工事の週休 2 日制適用の拡大について (完全週休 2 日 (土日))

働き方改革の実現や職場環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、平成 27 年度から建設現場における週休 2 日の取組を開始しています。

令和 7 年 10 月より、これまでの週休 2 日制 (月単位) から完全週休 2 日 (土日) に適用を拡大し、取組の更なる普及促進を図ります。

1 対象工事

県土整備部が発注する工事のうち、対象外工事^{※1}を除く全てのもの。

※1 対象外工事

(1) 営繕関係工事、港湾関係工事 (2) 現場施工が 1 週間未満の工事 (3) 緊急復旧工事

2 実施方法

受注者が、工事着手前に完全週休 2 日 (土日) の取組を希望する場合は発注者と協議し、達成した場合は、補正係数 (表 1) により設計変更を行い、契約変更する。

なお、発注時の予定価格には、これまでの月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上) 相当の経費を見込んでいる。

3 適用

本改定内容については、原則として令和 7 年 10 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

表 1 (週休 2 日の取得に要する計上に関する補正係数)

	現場閉所による週休 2 日工事		週休 2 日交替制工事	
	完全週休 2 日 (土日) の 週休 2 日	月単位の 週休 2 日	完全週休 2 日の 週休 2 日	月単位の 週休 2 日
労務費	1.02	1.02	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01	-	-
現場管理費率	1.03	1.02	1.03	1.02

1.02 : 月単位の週休 2 日から完全週休 2 日 (土日) により補正係数が変更となる経費